

4 消 安 第 5743 号
令和 5 年 2 月 6 日

農業資材審議会長
赤 松 美 紀 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

飼料添加物の指定並びに製造の方法等の基準及び成分の規格等の設定
等に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号。
以下「法」という。)第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記
の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 法第 2 条第 3 項の規定に基づき、3-ニトロオキシプロパノール及びカ
シューナッツ殻液を飼料添加物として指定すること。
- 2 法第 3 条第 1 項の規定に基づき、3-ニトロオキシプロパノール及びカ
シューナッツ殻液の成分規格及び製造の方法等の基準を設定すること。
- 3 遺伝子組換え技術によって得られた *Trichoderma reesei* から産生される
キシラナーゼを飼料添加物として製造等することができるよう、法第 3 条
第 1 項の規定に基づき定められたキシラナーゼの製造の方法等の基準及び
成分の規格について、当該キシラナーゼの基準及び成分の規格を追加する
改正を行うこと。